

本校の人権教育

(1) 基本方針

児童生徒一人ひとりの発達段階に応じた教育活動をととして、人権意識の育成を図り、あらゆる人権問題解決のための知識や態度を育む教育を進める。教職員は、主体的に研修を重ね、人権問題に対する正しい理解と鋭い人権感覚を養うことによって効果的な人権教育を推進する。また、あらゆる機会に家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、人権問題解消に向けて積極的な啓発に努める。

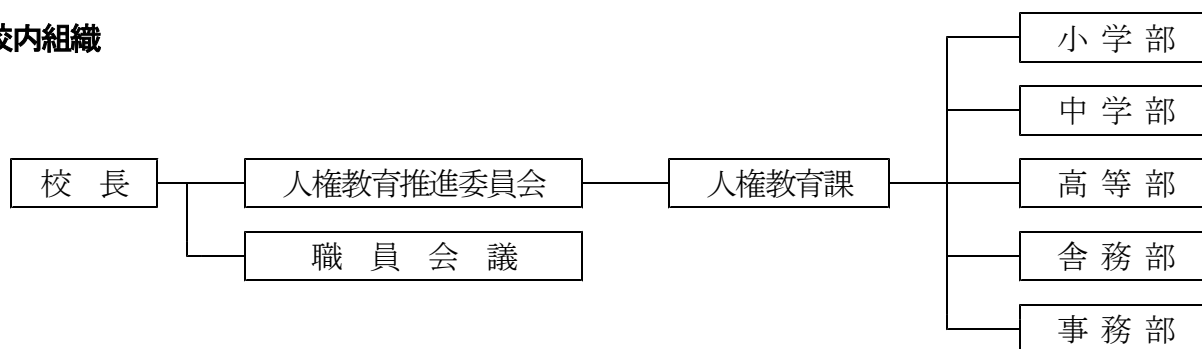
(2) 人権教育目標

- ①豊かな人間性と鋭い人権感覚を育む教育を推進する。
- ②あらゆる人権問題の解決をめざす児童生徒を育成する。
- ③一人ひとりを大切に、共に学び支え合う学級・HRや学校づくりを進める。

(3) 推進上の努力目標

- ①教職員研修の充実・強化を図り、人権教育の実践力を向上させる。
- ②家庭、地域社会、医療・福祉等の関係諸機関への啓発と連携に努める。
- ③児童生徒・保護者の願いを反映させる就学・進路指導を充実させる。
- ④学部間の連携を密に指導計画を作成し、児童生徒の自己変容しようとする態度を育てる。

(4) 校内組織



【人権教育推進委員会】 人権教育に関する基本事項について協議する。
校長 教頭 事務課長 小学部長 中学部長 高等部長 寮務主任
教務課長 渉外課長 総務課長 生徒指導課長 特別活動課長 保健課長
研究課長 情報課長 図書課長 特別支援課長 進路指導課長 自立活動課長
人権教育課長・主事・課員

(5) 人権教育課目標

本校の人権教育基本方針に基づく人権教育目標を達成するため、各学部、各課・部との連携を図り、中心となって人権教育を推進する。

- ①児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導計画を作成し、あらゆる人権問題解決のための知識や態度を育む教育を進める。
- ②教職員研修の充実・強化を図り、人権教育の実践力の向上に努める。家庭、地域社会、医療・福祉等の関係諸機関への啓発と連携に努める。
- ③「徳島県人権教育推進方針」、人権教育指導者用手引書「あわ」人権学習ハンドブック」の理解と活用、教材や資料などの提供を進める。